

[地方分権改革推進委員会第2次勧告(本文)]
 ○ 下記のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。

地方航空局

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)													
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)																
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国														
総務部	1-1	内部管理事務																						
	1-2	同上(地方移譲に係るもの)																						
	2	航空運送事業(特定本邦航空運送事業者に係るものを除く。)及び航空機使用事業に関する許可等																						
	3	外国航空機の航行及び使用に関する許可																						
	4	航空機の操縦の練習の許可																						
	基本的な事項についての企画及び立案、総合調整、航空に関する事業の発達、改善及び調整																							
	国有財産の管理及び処分並びに物品の管理																							
	飛行場内の警備・消防、航空に関する危機管理																							
飛行場部	5	飛行場の設置及び管理に関する事務 ・飛行場の整備計画に関する事務 ・周辺環境対策(航空機騒音障害対策) ・空港施設に関する工事及び保守等										○										・国管理空港の整備管理について、国が設置し地方自治体が管理者となる特定地方管理空港へ移す道筋は残す		
	6	民間が設置及び管理する飛行場の許可等																						
	7	地方自治体が設置及び管理する飛行場の検査等																						
	8	周辺環境対策(地方自治体に対する助成) ・学校等の騒音防止工事の助成等																						
	飛行場部の所掌事務に関する国の直轄事業についての入札及び契約の技術的な事項に係る審査及び関係者との連絡調整											○												
保安部	9	航空機の運航の監督等																						
	10	空港の保安に関する事務 ・空港における航空機、空港内立ち入り者及び車両の安全の確保に関する事務等																						
	11	航空・鉄道事故調査委員会の行う調査に対する援助																						
	12	空港の航空管制																						
	13	航空保安施設の整備																						
	14	耐空検査、修理改造検査等に関する事務																						
	15	航空従事者技能試験の実施 ・技能証明試験 ・計器飛行証明試験 ・操縦教育証明試験 ・航空英語能力証明試験 ・運航管理者技能検定																						
保安部の所掌事務に関する総合調整、航空保安業務に関する計画についての企画及び立案並びに関係者との連絡調整等																								
21	合計										0	0	21	3	0	12	0	1	0					

【地方分権改革推進委員会第2次勧告(本文)】
 ○ 下記のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限を総合的な出先機関(地方振興局(仮称))に統合する。

地方環境事務所

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)			
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
総務課	1-1	内部管理事務									
	1-2	同上(地方移譲に係るもの)									
廃棄物・リサイクル対策課	2	廃棄物処理法に基づく緊急時の指示又は事務執行に関する事務 ・緊急時の支障除去等の措置命令・当該措置命令に基づく代執行 ・緊急事態等における報告徴収・立入検査									
	3	廃棄物の輸出入に関する事務 ・廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認及び輸入許可 ・同法に基づく報告徴収・立入検査 等									
	4	個別リサイクル法に基づく報告徴収・立入検査等に関する事務 ・容器包装リサイクル法 ・家電リサイクル法									
	5	同上 ・自動車リサイクル法									
	6	特定有害廃棄物等の輸出入に関する事務 ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく輸 出入移動書類の届出の受理 ・同法に基づく報告徴収・立入検査									
	7	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく事務 ・温室効果ガス排出量の報告受理(廃棄物処理業に限る。) 等									
	8	循環型社会形成推進交付金 ・「循環型社会形成推進協議会」への参加									
		廃棄物処理法に基づく立入検査等 ・無害化処理認定業者に対する報告徴収・立入検査等									
環境対策課	9	環境教育・環境保全活動の推進									
	10	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則 (平成18年環境省令第3号)第25条第1項に規定する申請等の経 由に係る事務									
	11	地球温暖化防止・二酸化炭素排出抑制等に関する助成(対民間) ・地域協議会民生用機器導入促進事業									
	12	同上(対地方自治体) ・業務部門対策技術率先導入補助事業 等									
	13	京都議定書目標達成計画の推進のための地域における地球温暖 化対策に関する広報啓発・相談 ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表 制度に関する説明会の実施、相談業務 等									
	14	公害規制法に基づく緊急時の報告徴収及び立入検査等に関する 事務 ・大気汚染防止法 ・水質汚濁防止法 ・土壌汚染対策法 等									
	15	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基 準適合命令並びに特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収及 び立入検査に関する事務									
	16	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督									
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく報告徴 収及び立入検査										
	地球温暖化に関する普及啓発活動										
18	国立公園事業の実施										

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)	
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)				
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国		
国立公園 ・ 保全整備課	19	国立公園の保護及び利用に係る規制等 ・自然公園法に基づく特別地域等における開発行為の許可 ・違反者に対する中止・原状回復命令 ・国立公園の公園管理団体の指定・監督等 等	○			○					—	
	20	世界自然遺産登録地域の保護、保存及び整備(対民間) ・既存の保護制度の有機的連携、活用に係る総合調整 ・科学的知見に基づく保護、保存及び整備のためのモニタリング調査	○			○					—	
	21	同上(対地方自治体) ・既存の保護制度の有機的連携、活用に係る総合調整 ・科学的知見に基づく保護、保存及び整備のためのモニタリング調査	○			○					—	
	22	自然環境の健全な利用の推進に関する事務 ・国立公園等における適正な利用指導等	○			○					—	
	23	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の保全、管理 ・自然環境保全法に基づく特別地区等における開発行為の許可等 ・同法に基づく違反行為をした者に対する中止命令、原状回復命令 等	○				—				—	
	自然環境の保護及び整備に関する重要事項の企画及び立案 等	○			○					—		
野生生物課	24	希少野生動植物の種の保存 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく特定国際種事業の届出、指示等の事務	○			○					—	
	25	国指定鳥獣保護区における保全事業	○				—				—	
	26	野生鳥獣の保護管理 ・国指定鳥獣保護区の区域内における鳥獣の捕獲等の許可 ・国指定鳥獣保護区特別保護地区における行為の許可 等	○			○					—	
	27-1	同上 ・環境大臣が指定する希少鳥獣の捕獲等の許可 ・鳥獣の保護に重大な支障がある猟法による捕獲等の許可 ・鳥獣の輸出入の規制 ・爆発物、劇薬、毒薬といった危険猟法による捕獲等の許可 等	○			○					—	
	27-2	同上 ・鳥獣の輸出入の規制			○	○					—	
	28	外来生物被害防止法に基づく外来生物対策 ・特定外来生物の飼養等の許可 ・飼養等許可を受けた者に対する報告徴収、立入検査			○	○					—	
	29	遺伝子組換え生物に関する立入検査等	○				—				—	
30	ラムサール条約湿地の保全、管理(対民間) ・既存の保護制度の有機的連携、活用に係る総合調整・順応的管理	○				—					—	
	31	同上(対地方自治体) ・既存の保護制度の有機的連携、活用に係る総合調整・順応的管理		○			—				—	
36	合計	26	5	5	18	3	3	2	0	3		

〔地方分権改革推進委員会第2次勧告(本文)〕
 ○ 下記のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局(仮称)に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局(仮称)に統合する。

北海道開発局

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)	
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)				
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国		
開発 監 理 部	1-1	内部管理事務										
	1-2	同上(地方移譲に係るもの)										
	2	北海道開発局の行う入札及び契約に関する事務(物品及び役務に係るもの)										
	3-1	直轄事業に係る土地等の取用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務										
	3-2	同上(地方移譲に係るもの)										
	4-1	土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務										
	4-2	同上(地方移譲に係るもの)										
	5	土地取用法に基づく事業認定(対地方自治体)										
	6	同上(対民間)										
	8	北海道の開発に関する総合的な政策に係る計画の調査及び調整、その他当該計画の推進										
9	事業評価に関する事務(直轄事業に係るもの)											
10	同上(地方自治体事業に係るもの)											
事 業	11-1	北海道開発局の行う入札及び契約に関する事務(工事及び業務に係るもの)										
	11-2	同上(工事及び業務に係るもの):地方移譲に係るもの										
	12	都市計画及び都市計画事業等に関する事務(地方自治体の都市計画事業に対する助成等) ・土地区画整理事業、市街地再開発事業 ・都市公園事業 ・下水道事業 等										
	13-1	同上(地方自治体の都市計画の同意等) ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ・区域区分 等										
	13-2	同上(地方自治体の都市計画の同意等):地方移譲に係るもの ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ・区域区分 等										
	14-1	国営公園の整備及び管理に関する事務(直轄公共事業)										
	14-2	同上(地方移譲に係るもの)										
	15-1	同上(占用・行為許可等)										
	15-2	同上(占用・行為許可等):地方移譲に係るもの										
	16	住宅整備事業(地方自治体の公営住宅整備事業に対する助成等)										
	17	同上(地方自治体の公営住宅の整備に関する指導・監督等)										
	18	建築基準法の施行に関する事務(確認検査機関の指定等)										
	19	建築士法の施行に関する事務(一級建築士の登録等)										

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)			
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
振 興 部	20-1	入札及び契約制度の技術的事項に関する事務(直轄事業に係るもの)			○			○		○	
	20-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○				○	
	21-1	技術的審査、検査及び調査(直轄事業に係るもの)			○			○		○	
	21-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○				○	
	22-1	積算基準に関する事務(直轄事業に係るもの)			○			○		○	
	22-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○				○	
	23	公共工事の費用の縮減に関する事務(直轄事業に係るもの)			○			○		○	
	24	同上(地方自治体事業に係るもの)	○			○				○	
	25-1	防災業務計画等の策定			○			○		—	
	25-2	防災業務計画等の策定(地方移譲に係るもの)	○			○				—	
	26-1	建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務(直轄事業に係るもの)			○			○		○	
	26-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○				○	
	27	地方自治体による建設機械類の整備に係る助成		○		○				—	
	28	建設業の許可	○			○				—	
29	宅地建物取引業の免許	○			○				—		
建 設 部	30	河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	○					○	○		・直轄河川は原則地方移管
	31	指定河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	○			○		○			
	32	河川等の利用、保全に関する許認可等(国管理河川分)	○					○	○		
	33	都道府県等が実施する河川等に係る整備等に関する同上(補助事業による助成)		○				○		—	
	34	同上(指導・監督等)		○		○				—	
	35	砂防等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	○					○		○	
	36	都道府県等が実施する砂防等に係る整備等に関する事務(補助事業による助成)		○				○		—	
	37	同上(指導・監督等)		○		○				—	
	38-1	直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施(高規格幹線道路)			○			○		○	・高規格幹線道路は国、その他の国道は地方移管
38-2	同上(その他の国道)	○			○		○				

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)			
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
39	開発道路の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施	○			○			○			
40-1	直轄国道の管理に関する許認可等(高規格幹線道路)			○			○			○	・高規格幹線道路は国、その他の国道は地方移管
40-2	同上(その他の国道)	○			○		○				
40-3	同上(補助金の交付等)		○				○				
41	道道及び市町村道の整備及び保全に関する事務(補助事業による助成)		○		○					○	
42	同上(指導・監督等)		○		○				○		
43	港湾の保安等に関する許認可・監督に関する事務	○			○					○	
44-1	港湾等の整備及び保全に関する計画並びに工事等に関する事務(港湾計画の審査)		○			○				○	・全国的な方針は国が策定・国際的、全国的見地が必要とされる港湾の整備のあり方については今後検討が必要
44-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○					○	
44-3	同上(広域的な災害応急対策に係る施設に関する事務等)	○			○					○	
44-4	同上(安定的な国際海上輸送の確保等、国際的・全国的見地から必要とされる計画の審査等)	○					○			○	
45	同上(北海道における特例措置である地方港湾に係るもの)	○			○					○	
46	港湾等の整備及び保全に関する助成に関する事務		○		○					○	
47	港湾の管理等に関する許認可・監督に関する事務	○			○					○	
48	飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧等に関する事務			○			○			○	・国管理空港の整備・管理は原則として「国に残る事務」として整理
49	土地改良事業等の実施(直轄事業の調査、計画等)	○			○					○	
50	同上(直轄事業の実施)	○			○					○	
51	同上(補助事業の計画審査等)		○		○					○	
52	同上(補助事業の実施についての指導及び助成)		○		○					○	
53	直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の活用に必要な農業水利調整	○			○					○	
54	漁港漁場整備事業等の実施(直轄事業の調査・計画及び実施)	○			○					○	
55	同上(補助事業の実施についての助成等)		○		○					○	
56	営繕工事の企画、立案、設計、積算、設計基準、施工、施工方法の調査等			○			○			○	
57	官公庁施設に関する指導及び監督			○			○			○	
74	合計	38	18	18	44	1	29	9	3	28	

【地方分権改革推進委員会第2次勧告(本文)】
 ○ 下記のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。
 (注) 沖縄総合事務局の事務・権限については、上記の見直しを基本としつつ、沖縄の特殊事情に十分配慮するものとする。

沖 縄 総 合 事 務 局

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)			
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)						
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国				
総務部	1-1	内部管理事務			○			○						
	1-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○								
	2	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務			○	○								○
	3	駐留米軍用地の返還に係る跡地利用に関する事務			○	○								○
	4	駐留米軍用地等以外の土地に係る位置境界の明確化に関する事務			○	○								○
	5	北部振興事業の実施に関する事務			○	○								○
財務部	6	公正取引委員会の地方事務所が所掌する業務			○			○						○
	7	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務			○			○						○
農林水産部	8	財務省の財務局が所掌する業務			○			○						○
	9	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務			○			○						○
	10-1	農林水産省の地方農政局が所掌する業務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する業務の一部			○	○								○
	10-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○								○
	10-3	同上(地方自治体に対する助成)		○				○						○
	11-1	林野庁及び水産庁が所掌する業務の一部			○	○								○
経済産業部	11-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○								○
	11-3	同上(地方自治体に対する助成)		○				○						○
	12	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務			○			○						○
開発建設部	13-1	経済産業省の経済産業局が所掌する業務			○	○								○
	13-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○								○
	13-3	同上(地方自治体に対する助成)		○				○						○
運輸	14	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務			○			○						○
	15	二級河川の改良工事、維持又は修繕及び特定多目的ダムの管理の実施	○			○								○
	16-1	国土交通省の地方整備局が所掌する業務			○			○						○
	16-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○								○
運輸	16-3	同上(地方自治体に対する助成)		○				○						○
	17	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務			○			○						○
	18-1	国土交通省の地方運輸局が所掌する業務			○			○						○

・沖縄総合事務局については、今回検討対象となった他の出先機関の業務に準じて仕分けする
 ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある

事務・権限	仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)	
	国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)				
	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国		
部	18-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○				[地方運輸局における 対応する事務・権 限の見直しと同じ]	
	18-3	同上(地方自治体に対する助成)		○				○			
29	合計		7	5	17	14	0	10	0	0	7

(注)

- 一覧表中「事務・権限」欄の番号及び名称については、平成20年9月16日に地方分権改革推進委員会事務局がまとめた「国の出先機関の事務・権限の仕分けに関する各府省の見解」(以下「各府省の見解」という。)の番号及び名称を用いた。
- 各府省の見解で1つの事務・権限とされているものの中で、さらに細分化して表記するする必要が生じた場合には枝番号を追加している。
- 番号がない事務・権限は、各府省の見解に含まれていない事務・権限を本プロジェクトチームで追加したものである。
- 「仕分け」欄の「地方分権改革推進委員会第2次勧告(H20.12.8)」については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の別紙2「個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表」に記載されている見直しの内容を、本プロジェクトチームが当てはめたものである。

(付記) 中間報告に対する各都道府県からの主な意見等

- 国の出先機関原則廃止の改革が単に「国と地方の権限の奪い合い」と受け取られないことがないように、具体的な効果やメリットなどを国民に分かりやすく示していくことが重要。
- 事務の仕分けにあたっては、出先機関の個別事務だけに着目するだけでなく、医療・福祉制度など制度全体を見直し、国と地方が担うべき役割について十分検討する視座も必要。
- 「重点分野」の早期移管を求めるとともに、全国一律にこだわらない柔軟な移管を進め、早期に国民に分かりやすい成果を示すことが必要。
- 事務移管は全国一斉に行うのではなく、パワーがありダイナミックな意思決定ができる大都市圏などを中心に先行実施すべき。
- 地方が政策立案から事業の実施までを一元的・主体的に担うため、国の出先機関の事務だけでなく、本省所管の企画立案事務も含め、パッケージで移管を求めることが必要。
- 国に残す事務として仕分けされている事務についても、法定受託事務制度を活用するなど地方移管の可能性を更に精査すべき。その上でなお国に残る事務については本省への移管を進めることにより、国の出先機関を廃止すべき。
- 検討対象の8府省 15系統の出先機関に加え、財務局・財務事務所についても、廃止の方向で改革の対象とすべき。
- 出先機関改革を着実に進めるためには、地方分権改革推進委員会の勧告が移管の具体的なプロセスを明示しているように、現実的かつ具体的な主張を国に対して行うことが必要。まずは同委員会勧告の実施を目指すべき。
- 霞ヶ関を動かすため、今すぐ解決できる具体的な事例を強調すべき。
(ハローワークの地方移管による就労と生活保護のワンストップサービスなど)
- 地方整備局など事業の実施が中心となる機関については、直轄事業のあり方、国と地方の分担、それに伴う財源移転(直轄事業負担金のあり方を含む)の方法を議論し、その結果によって出先機関のあり方を議論すべき。

- 地方移管と仕分けされている事務のうち一部のものについては、国が真に担う役割は何かとの観点から、地方移管の可能性について慎重に検討すべき。
《意見のあった主な事務》
 - ・ 登記、供託等（司法制度と密接な関連）
 - ・ 健康保険組合、厚生年金基金等の指導監督（現在、制度改革を議論中）
 - ・ 労働基準行政（全国一律運用の必要性）
 - ・ 国立公園の保護および利用に関する規制
 - ・ 直轄河川の整備・管理、直轄砂防事業（特に国家的規模の治水対策等）
- 都道府県の区域を超え、広域での対応が必要な事務の受け入れに当たっては、具体的にその受け入れの仕組みを提案することが必要。その際には、広域連合制度のあり方も含め、十分な検討を行うべき。
- 柔軟で重すぎない広域連携のあり方について、法制度改革も含めてきちんと国に求めていくことが必要。
- 簡便で法人格もあり、関係都道府県が話し合いながら共同執行する「広域執行連合」ともいえるべき新しい仕組みを自治法上考えることが必要。
- 複数の都道府県をまたがる一級河川や主要幹線道路の整備・管理等については、都道府県間の広域連携の仕組みづくりなどの検討が必要。
- 最終報告のとりまとめにあたっては、出先機関の原則廃止の面からのアプローチとともに、社会資本整備のあり方や受け皿のあり方も含め慎重な議論が必要。
- 大規模災害が発生した場合の国の役割を明確化すべき。複数県にまたがる河川の受け皿については知事会で十分議論し、国に提案していくことが必要。
- 縦割り行政の中でハード依存型にならざるを得なかった河川災害対策を環境・防災・まちづくりを含めた多面的な総合治水・水行政に転換できる点からも、一級河川の地方移管に同意。
- 国の出先機関改革は、国の行政改革という側面と国の権限の地方移管という側面を併せもつ課題。地方は国の行政改革のために国の出先機関改革が利用されないよう十分注意すべき。
- 人材移管の前提として、国における徹底的な行政改革の実施を強く求めるべき。また人材の移管に当たっては、その財源が確実に保証されることが必要。
- 事務権限の移管にあたっては、税財源の確保が何よりも重要であり、まず税財源の確保について、地方税財政改革の議論と並行しながらしっかりと議論すべき。

- 権限・財源の移管にあたっては、地域の実情を踏まえながら、地域間格差の更なる拡大につながらないよう配慮が必要。
- 地方へ事務を移管する場合、基幹的な社会資本整備については、国の責任において地域間の格差を是正し、一定の水準を確保するという原則を踏まえるべき。
- 国の出先機関が直接地域の団体等に補助金を交付する仕組み（空飛ぶ補助金）が急速に増えている。国の出先機関の役割と空飛ぶ補助金の関係を整理することが必要。
- 出先機関改革に対する住民や市町村の理解が得られるよう努めることが重要。
- 国に対しては、対象機関、改革時期、方向等を明確にする工程表を早期に策定するよう求めるべき。

全国知事会 国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム 構成員名簿

埼玉県知事	上 田 清 司 (リーダー)
佐賀県知事	古 川 康 (サブリーダー)
北海道知事	高 橋 はるみ
宮城県知事	村 井 嘉 浩
東京都知事	石 原 慎太郎
静岡県知事	川 勝 平 太
石川県知事	谷 本 正 憲
大阪府知事	橋 下 徹
香川県知事	真 鍋 武 紀
沖縄県知事	仲井眞 弘 多